平成２１年（フ）第１０４号
秋田市新屋松美ガ丘東町２番20号
破産者　有限会社ウエルケア
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２８３４号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番８号
破産者　株式会社ティ・アンド・ティホールディングス
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０７７４号
東京都国立市谷保478番地１号
破産者　株式会社松本引越センター東京
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３４５号
埼玉県羽生市大字砂山1114番地４
破産者　株式会社サブジェクト
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第３４６号
埼玉県羽生市東６丁目16番地10
破産者　株式会社エー・シー・エヌ企画
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７２０７号
神奈川県横浜市中区山下町193番地
破産者　有限会社エクスアーバンビジネスコンサルタンツ
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２９０１号
横浜市港南区野庭町610番地野庭団地２棟233号
破産者　株式会社オートエレガンス
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６号
兵庫県明石市本町１丁目２番８号
破産者　有限会社魚兵商店
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第２４３２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原東１丁目１－１－202
破産者　杉田　乃之
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４３４６号
神奈川県横浜市泉区領家３丁目11番地１
破産者　株式会社横浜貨物急送
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６５７５号
東京都千代田区東神田２丁目10番15号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新川２丁目27番４―3401号
破産者　御園恒産株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１６５７６号
東京都江戸川区西小岩５丁目６－９―201
破産者　志村　　稔
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３１６７号
北海道帯広市西13条南10丁目２－１―702、住民票上の住所北海道札幌市清田区美しが丘３条６丁目10―４―1301
破産者　築部　一則
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６７号
東京都江戸川区本一色２丁目17番19号
破産者　株式会社トレックス
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８０号
東京都世田谷区上用賀１丁目２－３　大黒荘、開始決定時の住所東京都世田谷区世田谷１丁目14―17　藤和世田谷コープⅢ
破産者　亀井　昌三
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７６号
埼玉県草加市氷川町40―１―201、開始決定時の住所埼玉県草加市高砂２丁目17―12―605
破産者　眞壁　正人
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５６１号
神奈川県川崎市多摩区三田４丁目２－４―512
破産者　多田夕樹夫
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９号
東京都大田区南久が原２丁目２―10
破産者　谷口　瑞奈
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５号
東京都墨田区墨田３丁目27―８―303
破産者　大前　京子
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１００号
千葉県我孫子市新木野４丁目34―16
破産者　中村　　太
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部